「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

| 許認可等の名称 | 景観協定の廃止の認可 | |
|---------|---|-------------|
| 根拠法令・条項 | 景観法第88条第1項 | |
| 所 管 課 | 都市計画部 都市景観室 | |
| 審査基準 | 【景観法】 第八十一条 4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。 | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 申請書受理日から30日 |
| | 標準処理期間 を設定できな い理由 | |